

病床機能報告制度における具体的な報告項目について（案）

- 病床機能報告制度においては、医療機関は、その有する病床において担っている医療機能の「現状」と「今後の方向」を選択し、病棟単位で都道府県に報告するとともに、併せて、提供している医療の内容が明らかとなるよう、具体的な報告項目を報告することとしている。

- これまでの本検討会での検討及び社会保障審議会医療部会の意見（平成25年12月27日）では、「具体的な報告事項については、医療機関に極力追加的な負担が生じないように留意しつつ、都道府県での地域医療ビジョンを策定する上で必要な情報と、患者・住民・他の医療機関に明らかにする情報を求めることとすべきである。」とされている。
 また、「実際の病棟には、様々な病期の患者が入院していることから、医療機関が併せて報告する具体的な報告事項については、提供している医療の内容が正確な実績として明らかとなるようなものとする必要がある。」とされている。

- 以上を踏まえ、具体的な報告項目については、資料3のとおりとはどうか。

（医療行為の定義について）

- 医療行為については様々な定義が考えられるが、報告制度においては、以下の通りとしてはどうか。その他の項目について疑義が生じた場合には、適宜通知等において報告制度における考え方を明確にする。

主な項目	定義(案)
全身麻酔手術件数(臓器別)	麻酔のうちL007 開放点滴式全身麻酔又はL008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と手術(輸血管管理料を除く)を同時に算定しているものとする
胸腔鏡下手術件数	術式に”胸腔鏡下”が含まれる手術とする
腹腔鏡下手術件数	術式に”腹腔鏡下”が含まれる手術とする
悪性腫瘍手術件数	術式に”悪性腫瘍”が含まれる手術とする
放射線治療件数	放射線治療のうち血液照射を除く
化学療法件数	薬効分類における腫瘍用薬を用いている件数とする
分娩件数	正常分娩を含む

(有床診療所、電子レセプトによる診療報酬請求を行っていない医療機関、介護療養病床の報告項目について)

(1) 有床診療所

- ① 有床診療所については、1病棟と考え、有床診療所単位で集計することとし、レセプトへの病棟コードの入力は不要とする。
- ② 具体的な報告項目のうち、構造設備・人員配置等に関する項目については、その中でも、病床数、人員配置、入院患者数等の項目に限って、必須の報告項目とする。それ以外の項目については、有床診療所が担う多様な役割に応じて、任意の報告とする。
(具体的な報告項目のうち、医療の内容に関する項目については、レセプトを活用して集計するため、有床診療所に特段の負担は発生しない。)

(2) 電子レセプトによる診療報酬請求を行っていない医療機関(紙のレセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関)

電子レセプト様式に病棟コードを入力することができないため、厚生労働省から別途送付する報告様式に可能な範囲で記載して、都道府県に報告。

(具体的な報告項目の決定時期について)

- 病床機能報告制度については、現在、国会に提出している医療介護総合確保推進法案が成立すれば、平成26年10月1日に施行することとしており、具体的な報告項目のうち、構造設備・人員配置等に関する項目については、資料1のとおり、7月1日時点の状況を10月末日までに報告することとしたいと考えている。
- 今後、医療機関が報告データを送付する先である全国共通のサーバーの設計に要する期間、報告方法と項目の周知期間が必要であることを考慮すると、具体的な報告項目については、本年度中に主要部分を決定することとしたい。
- ただし、今後、報告制度の施行状況や地域医療ビジョンの検討の進展等を踏まえ、具体的な報告項目について、平成27年度以降、必要に応じ、追加等を行うことができることとする。